

第 32 期東京都青少年問題協議会  
第 2 回児童健全育成部会

令和 2 年 9 月 1 日（火）

都庁第一本庁舎北塔 34 階  
都民安全推進本部 総合推進部「34A 会議室」

午前 10 時 00 分開会

○渡辺都民安全推進課長 失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から第 32 期東京都青少年問題協議会第 2 回専門部会を開催させていただきます。事務局を担当しております東京都都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

皆さまには大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今回も前回と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策といたしましてリモートを活用した会議とさせていただきます。

本日、茂呂委員がご欠席、山本委員につきましてはまだお見えになってはおりませんが、山本委員を仮に除いても、出席委員は 5 名ということで、東京青少年問題協議会条例第 7 条に定める開会に必要な定足数に達しております。

なお、本協議会は全て公開となっております、議事録についても同様の扱いとなります。ご承知おきをお願いいたします。

事前にメール等で配布させていただいた本日の資料についてご確認をお願いいたします。

まず、第 32 期東京青少年問題協議会第 2 回児童健全育成部会次第でございます。次の資料といたしまして事務局の説明資料、その次に Twitter Japan 様のご講演資料、その次に BOND プロジェクト様によるご講演資料、最後に第 32 期東京都青少年問題協議会専門部会名簿となります。また、ここの会議室でご出席の方には座席表のほうもお配りさせていただいていると思いますが、よろしかったでしょうか。

また、リモートでご参加の皆さまにつきましては、当方のセキュリティーポリシーの関係で資料の画面共有ができないことから、ご自身で資料を参照いただくことをご了承お願いいたします。

それでは、以降の司会を部会長である坂元委員をお願いいたします。

○坂元部会長 皆さま、おはようございます。坂元でございます。

前回のこの部会では、この部会のテーマに係ります青少年に起こっている問題に関する現状について把握するためにお話を伺ってまいりました。事務局に加えて、外部から東京女子大の橋元先生、それから文教大の池辺先生からお話を伺いました。本日は、この問題に対する取組みについて理解を深めるために、3 件の話題提供をいただくことを予定しております。

その 3 件でございますが、まず初めに事務局から都の取組みについてご説明をいただきま

した後、講師として Twitter Japan 株式会社の公共政策本部長の服部聡先生、それから NPO 法人の BOND プロジェクト、タダゲンジロウ先生からご講演をいただきたいというふうに存じております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思っておりますけれども、まず次第 2 の事務局説明に入らせていただきます。SNS に係る青少年の被害防止に向けた都の取り組みについて、東京都の小林担当課長からご説明をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○小林サイバー安全推進担当課長 失礼いたします。都民安全推進本部のサイバー安全推進担当課長をしております小林です。座って説明をさせていただきたいと思っております。

本日は、現在、都民安全推進本部で行っております SNS に係る青少年の被害防止に資する各種施策についてご紹介させていただきたいと思っております。

都民安全推進本部の主な事業といたしましては、1、こたエール、こちらはインターネットのトラブル相談窓口の運用をしております。2つ目は、インターネットの啓発講座のファミリー e ルール、3つ目が、インターネット上の有害情報対策として、携帯電話端末等の推奨制度であります推奨携帯・アプリ、4つ目が、携帯キャリアの販売店へのフィルタリングの普及となっております。以上4つについて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず初めにインターネットのトラブル相談窓口の運用について、「こたエール」のご紹介をさせていただきたいと思っております。

こちらの「こたエール」の事業につきましては、平成 21 年度から開始しております。インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年がネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれたり、被害者や加害者となるケースが増えていることを踏まえまして、青少年や、その保護者、学校関係者などがインターネットやスマートフォンに関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な相談窓口として、「こたエール」を開設しております。相談の方法といたしましては、電話、メール、また LINE によって受付をしております。

続きまして、こちらは「こたエール」の事業実績となります。令和元年の数字になりますけれども、相談の総件数は 1,746 件でございます。当事者である中学校 1 年生、次いで中学校 2 年生からの相談が一番多くなっております。

また、青少年を当事者とする内容としましては、自画撮り被害を含む「交際」という部分

について一番多く相談を受けております。こちら画面の右側のほうになりますけれども、こちらに主な相談内容ということでそれぞれございますが、SNSを通じた「交際」に関するものとして、交際のご相談、また友人間でのメッセージトラブル、顔写真の無断掲載等による問題を抱えて「削除方法」、スマートフォンやインターネットの依存についての「依存」等の相談が上位を占めております。

次に、こちらは令和2年4月から7月の相談受理内容になります。特徴としましても令和元年とあまり変わりはないんですけれども、ここにありますとおり、依存、交友関係、性的トラブル、また情報セキュリティー、個人情報関連ということで非常に多く相談を受けております。

続きまして、相談事例に入ります。こちら3つほど出させていただきましたが、1つ目のSNSを通じた下着売買によるトラブルについてご説明させていただきます。

SNSで下着を買い取ってくれる人とDM（ダイレクトメール）で連絡を取り合った。裸の写真と振り込みの口座番号、身分証の写真を求められたので送った。その直後から相手の態度が急変し、「身分証の発行元に連絡するぞ」などと脅された。高校生女子。

2つ目のSNSを通じて知り合った異性とのトラブルについてです。

私はインターネットで知り合った男性と意気投合して実際に会った。私は高校生だが、相手は20代後半。相手から高価なプレゼントをもらった直後に告白されたため、断り切れずに付き合うことにしたが、その後、無理やり性行為を求められたりすることから会うことを控えた。相手には私の住所や学校などを把握されてしまっているので別れた後が怖い。高校生女子になります。

最後、3つ目になります。SNSを介した写真の相互送信によるトラブルになります。

SNSで知り合った年上の女性とお互いの性的な画像をSNS上で交換してしまった。その女性に画像を削除してほしいとお願いをしたが、本当に削除されているのか分からない。SNSの運営会社で削除してもらうことはできないか。高校生男子からの相談でした。

続きまして、啓発講座であります「ファミリールール」についてご説明させていただきます。

青少年を取り巻くインターネット環境の急速な変化やスマートフォンなどの携帯端末所有の低年齢化に伴い、各種SNSに関するトラブルや性に関する判断能力が形成途上であることに付け込まれた自撮り被害などの被害者となることや被疑者にもならないように、青少年

をはじめ周りの大人に対しても、インターネットリテラシーももちろんですが、ネット上のトラブルや危険性、それから身を守る防止策等を伝えることを目的として「ファミリー e ルール」講座を運営しております。事業の開始につきましては平成 18 年度、講座の対象としましては小・中・高校生、保護者、地域支援者の皆さんとなっております。令和 2 年度の講座予定数としては 650 回を予定しております。

また、講座の種類になりますが、ネット利用に関するトラブルや自撮り被害などの基礎的知識を学ぶ基礎講座と、家庭でのルール作り、生徒同士による自主ルール作り、また大学生と考えるグループワーク等の選択講座に分かれております。特に人気がありましたのは、学生にボランティアとして参加いただきインターネットを介した性被害等について学ぶグループワークとなっております。講座形式で上から一方的に教わったものよりも、年齢の近い大学生（ファシリテーター）に導かれて自分事として考えること、こういったことで学校や学生さんには一定の評価をいただいております。

次は、平成 30 年度と令和元年度の「ファミリー e ルール」の実施状況です。昨年度の「ファミリー e ルール」の実施、開催実績につきましては、年度末にコロナの影響を受けまして講座自体が中止になるなどいたしました。講座につきましては 592 回開催いたしまして、11 万 1,129 人の参加をいただきました。こちらの写真が「ファミリー e ルール」の開催状況になります。画面の左手のほうが多目的施設を使った「ファミリー e ルール」講座になります。画面右側のほうが高校生ですね、学校における「ファミリー e ルール」講座の写真になります。

また、ここに写真はありませんけれども、未就学児童の保護者さん向けの講座も行っておりまして、こちらはスマートフォンを持たせるのは何年生ぐらいがよいのか、また位置情報による安全確保とスクリーンタイム等のペアレンタルコントロールの有効な使い方について、また泣きやまない子どもにスマートフォンを渡して見せる場合の注意点などの講座を行っております。

スライドが変わりまして、今、表示しておりますのが、このコロナの後の「ファミリー e ルール」の状況になります。現在は換気をしている体育館に少人数のみ参加いただきまして、工夫を凝らして講座を行っております。3密にならないように配慮いたしまして、講師は手指の消毒や、マスクやフェースシールドの着用をして講座を行っております。

続きまして、携帯電話端末等の推奨制度についてです。ご案内のとおり、青少年健全育成条例に基づきまして、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害する恐

れがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っている携帯端末に対する推奨と青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するもので、青少年を健全に育成する上で有益であるインターネット接続機器に付加することができる機能推奨、通称「アプリ推奨」として、自画撮り被害、自殺、犯罪、いじめの防止等に資する機能を有し、プライバシーに配慮したものとして、現在まで携帯電話8端末、条例改正前を含めると41機能を推奨しております。

最近推奨させていただきましたものにつきましては、疑似体験型のアプリ2つを推奨しております。こちらが1つ目となります。デジタルアーツ社の「スマホに潜む危険」です。こちらは、スマートフォンを利用して陥りそうなスマホ依存、個人情報漏えい、危険なアプリ、出会い系被害などについて疑似体験ができるようになっております。

2つ目は、グリー社の「魂の交渉屋とボクの物語」です。こちらもネット炎上、出会い交際、ネット依存、ネット犯罪、ネットいじめについて、ゲーム感覚で疑似体験できるものになっております。

最後に、フィルタリングの啓発カードについてです。都内889カ所の携帯電話販売店に15万部を配送いたしまして、フィルタリングの設定推進のお願いをしております。

以上、雑駁ではございますが、都民安全推進本部の青少年の被害防止に資する各種施策についての発表を終わりたいと思います。以上になります。

○坂元部会長 どうもありがとうございました。今後の都の取組みを検討していくということに当たり、当然、現在の取組みについて把握することが必要なところでございまして、そうしたお話をいただいたところかと存じます。

それでは、今の東京都からのご説明でご質問等ございますでしょうか。委員の先生方、いかがでしょうか。

何か、委員の先生方、いかがでしょう。ご質問等ございませんでしょうか。

それでは私から1件よろしいでしょうか。いきなりこういう質問をされてもお困りになるかもしれませんが、今、東京都のお取組みについてご説明いただきまして、それに対する社会的な評価ということをどのように認識しておられるか、特に問題点とか改善点の指摘があるのかどうかとか、要望事項として何か出ているのかとか、そういったことについて把握されているところをお話いただくとありがたい次第でございます。

○小林サイバー安全推進担当課長 まず、社会的評価ですとか、もしくは要望等につきまして

は、「こたエール」も「ファミリー e ルール」もそれぞれ、まず「こたエール」のほうから説明をいたしますが、相談が終わりましたらアンケートを必ず取るようにしております。こちらは任意のアンケートにはなりませんけれども、相談員の相談の仕方、自分が思っていたことがしっかり伝わったのかとか、もしくはご意見もいただくことがございますので、そちらを検討材料として改善をするようにしております。

また、「ファミリー e ルール」につきましても、講演を実施しましたら最後にアンケートを取らせていただきまして、実際に本当に困っている部分に「ファミリー e ルール」が講座として機能するように、真に必要としている部分を回答できるように、こちらのアンケートの結果を踏まえまして検討を重ねて、次の講座に生かすということを行っております。以上になります。

○坂元部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。最後に意見交換の時間を取っておりますので、またそこで何かございましたら、ご発言の中に含めていただければというふうに存じます。

それでは、この件はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○小林サイバー安全推進担当課長 ありがとうございます。

○坂元部会長 それでは、次第3に移りまして、**Twitter Japan** 株式会社の服部公共政策本部長から、**Twitter** 社における児童の性的搾取への対策についてご講演をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○服部講師 おはようございます。ただ今ご紹介いただきました **Twitter Japan** 株式会社公共政策を担当しております服部と申します。本日は弊社の安全性確保への取組みについて説明をさせていただきます。

恐らく皆さま、**Twitter**、普段使っていただいているかと思えますし、また使ってなくてもテレビのニュースですとか、あるいは普段ご覧になっているインターネットのニュースの中に **Twitter** のコンテンツといったものをご覧になったことがあるかと思えます。われわれ、**Twitter** のことを説明するときに、「**Twitter is what's happening**」という言葉で説明をしております。**Twitter** は世界中で起きている出来事と、それにまつわる会話、これがリアルタイムに繰り広げられている場所です。他の SNS と違う点、やはりこのリアルタイム性と、それから開かれたプラットフォームであること、誰もが情報を発信できますし、誰もがその発信

された情報を見ることができる、そしてお互いに会話をすることができる、これが **Twitter** の大きな特徴かと思っております。

**Twitter**、非常に多くの方にご利用いただいております。例えば世界の政治的リーダー、大統領ですとか首相も **Twitter** で、まさに今、リアルタイムで直接自分の声で情報を発信しています。あるいは、世界的な映画スターですとかスポーツ選手、こういった方もメディアを通さず自分の声を直接発信して、ファンの方が直接その方ともやりとりもすることができる。あるいは災害時、リアルタイムで、まさに目の前で起こっている災害を、誰もがその情報を自分から発信して他の人に共有をして、また自治体がそういった情報を活用して、災害・防災対策ですとか災害復興に向けた取組みをリアルタイムで実施できる、この双方向性、誰もが発信できる、それから開かれた会話ができる、ここが **Twitter** の強みかというふうに思っております。

とは申しませんが、われわれも **Twitter** 上でいろいろな問題が起こっていることは認識をしておりますし、また非常に心を痛めております。少しでも多くの方に安心してご利用いただくために、3本柱で取り組みをしております。1つ目が、ユーザーの方が目にする情報をコントロールできるようにすること、それから安全性向上のためのパートナーとの連携、そして **Twitter** のルール、これを適用して安全を確保することです。

まず、情報のコントロールについてですけれども、ユーザーの方がご自身で表示される情報をコントロールすることができます。これは他のサービスでも同じような機能がございませぬけれども、例えばブロックですとかミュート、こういったことを使って特定の人、あるいは特定の言葉、そういったものが自分のサービスに表示されないようにする。それからセーフサーチ、検索をしたときにも自分が望まないものは出てこない、自分の目に触れないようにする、こういった機能がございます。

それから、他者に公開される情報のコントロール。**Twitter** は使いたいけれども、自分の情報は他の人に見られたくない、そういった方もいらっしゃるかと思います。例えばこれはアカウントの公開・非公開の設定をすること。非公開アカウントというのは、いわゆる「鍵付きアカウント（鍵垢）」といわれるものですが、これを付けることで自分が指定した人以外には自分の情報が見られないようにすることもできますし、あるいは第三者が勝手に投稿した写真に自分をタグ付けしたりしないようにすることもできるようになっています。

それから、これはつい先日導入された新しい機能ですけれども、返信できる相手を制限で

きるようにも今なっております。例えばデフォルトでは全員が自分の投稿に返信できますけれども、これを自分が指定した人のみ返信できる、あるいは自分のフォロワーのみ返信できる、そういったふうに返信できる相手を自分でコントロールすることで、自分の目に触れる、あるいは自分のタイムライン上に出てくる対話というものの方向性をコントロールできることが可能になっています。

安全性向上のためのパートナーについてもお話をさせていただきます。**Twitter** は、グローバルで一つのルールに基づいて同一のサービスを提供しております。そのため、**Twitter** は **Trust&Safety** 協議会（信頼と安全性に関する協議会）、これをグローバルで構成しております。外部の有識者、学識経験者、NPO、そういった専門家の方たちからご意見を伺って、**Twitter** のルールですとかポリシー、こういったものの変更を行う際に、そういった方の専門的知見を生かすようにしております。第三者からの意見を伺うことで、少しでもわれわれ自身の判断が正しいものであるように、また透明性を確保するように努めております。

それから、それぞれの国でも、現地の NPO ですとか政府機関、公的機関と連携をして専門的なご意見を伺うようにしております。また、NPO に対しては、**Twitter** の有料の広告があるんですけれども、こちらの広告枠を無償提供することで、NPO の活動の知名度を高めたりですとか、少しでも多くの方に善意のサービスが届くようなお手伝いをしております。例えば、今日この後お話しされるご予約の **BOND** プロジェクトさんも **Twitter** をご活用いただいておりますので、そういったことで少しでも善意の声が多くの方に届くように、困った方が少しでも適切な方とつながれるようにすることがわれわれの使命だというふうに思っております。

そして、**Twitter** のルールの適用についてもお話をさせていただきます。**Twitter** は、非常に幅広いルール、ポリシー、利用規約がございます。今ご覧いただいているのは、あくまで **Twitter** ルールの一例ですけれども、暴力、テロ行為といったものから成り済ましですとか著作権、個人情報、ヘイト、さまざまなものがございます。

ちょっと1つ戻りましてルールについてお話をさせていただきますと、ルールに違反があった場合には、われわれ、厳しい措置を取っております。軽微なルール違反の場合には、その投稿者の方に連絡をして、違反するコンテンツの削除をしていただくようお願いをしております。これは、もちろんわれわれのほうで直接消すということも可能なんですけれども、1つにはユーザーの方向けの教育といった視点もございます。どうして自分のコンテンツが

違反なのか、Twitter ルールの存在というものを知っていただいて、ご自身で消していただくことで安全性が高まるようにという思いもございます。ただ、Twitter ルールの違反が繰り返し行われたり、あるいは非常に深刻なルール違反、こういった場合にはわれわれ、さらなる措置を取っております。例えばアカウントの一時的なロック、機能制限ですとか、一番ひどい場合にはアカウントの永久凍結といったことも行っております。

私ども、一般のユーザーからの違反報告を受け付けております。先ほどご覧いただいた Twitter ルール、さまざまなカテゴリーがございましたけれども、そういったそれぞれのカテゴリーについて違反があった場合には、Twitter のヘルプセンター、あるいは個々のツイート、それからプロフィールの掲示、あとはダイレクトメッセージ、さまざまなチャンネルから報告をしていただくことが可能になっています。また、違反報告については、対象の本人だけではなくて第三者からの報告も可能になっております。これは、その報告の画面の一例ですけれども、アプリからも非常に簡単に報告の選択ができるようになっておりますので、もし皆さま何か Twitter のルールに違反するようなコンテンツを発見された場合には報告をしていただければと思います。

それから、本日の主なテーマであります児童の性的搾取に関してですけれども、先ほどのさまざまな Twitter ポリシーの中でも、われわれ、児童の性的搾取に関しては特に厳しい対応を取っております。こちら児童の性的搾取に関するポリシーの文言の一部ですけれども、児童の性的搾取に該当するコンテンツだけではなくて、これを助長する行為も含めて一切を禁止しております。画像・動画、テキスト、イラスト、コンピューターで作成した画像も含まれますし、例えば児童の性的搾取のコンテンツへのリンク、そういったものも禁止をしております。

2019 年下半期ですけれども、われわれ全世界で 25 万 7,000 件以上のアカウントを児童の性的搾取に関するポリシー違反で凍結しております。先ほど皆さまから報告いただくというお話をさせていただきましたけれども、この 25 万件以上の凍結したアカウントのうち、80% 以上はわれわれが独自のテクノロジーによって発見し、凍結をしたものでした。少しでも被害者の方が自分で報告をしなければいけない、そういった手間をかけるようなことはわれわれとしても避けたいですので、今後もわれわれ、テクノロジーへの投資をより拡大して、少しでも安心・安全な環境をつくるように、また迅速に対応ができるように努力をしてまいります。

もちろん、われわれ1社だけではできることにも限界もございます。その取り組みの一例として、今年の春に業界団体として一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構を設立しました。こちらには事業者だけではなくて学識経験者の方も多く参加していただいておりますし、またオブザーバーとして警察庁ですとか総務省にもご参加をいただいております。少しでも安心・安全な利用環境を早く実現させるためのさまざまなステークホルダーの連携を実現する場として、また事業者同士の情報交換の場としても、この業界団体を活用していきたいと思っております。

最後に、われわれ大事なのは利用者の方のリテラシー教育かなと思っております。今、皆さまのお手元に、弊社がユネスコと共同で作成をしたリテラシーのハンドブックをお配りしております。必ずしも安心・安全だけに特化したものではなくて、もうちょっと幅広いメディアリテラシーについて、いかに **Twitter** とかソーシャルメディアを使って教育に結び付けるか、そういった視点のハンドブックです。ターゲットは主に教育者ですとか保護者の方向けになっておりますけれども、こういった教材なども今後より活用しながら、安心・安全に向けた取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上、簡単ではありますが、弊社の取組みについてお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。

○坂元部会長 どうもありがとうございました。お取組みを進めておられるということ、よく了解させていただいた次第でございます。

どうしてもこの部会のテーマでございます SNS の不適切利用と性犯罪等の問題ということになりますと、**Twitter** さんは大変重要な存在ということになってまいりまして、お取組みのお話はぜひ伺っておかなくてはならないということになるところかと存じます。お話によりまして、われわれといたしましても大変大事な情報をいただいたことと存じております。

それでは、ただ今のご講演でございますけれども、ご質問等ございませんでしょうか。委員のほうから、いかがでしょう。

○大屋委員 すいません、大屋ですがよろしいでしょうか。

○坂元部会長 よろしくお願ひします。

○大屋委員 慶應義塾大学の大屋でございます。大変興味深いご説明をいただいてありがとうございました。

まず、簡単に1点、ちょっと再確認かもしれないんですがお聞かせいただきたいんですが、

児童の性的搾取に関するポリシーのところ、アカウントの凍結に関し、テクノロジーを組み合わせて Twitter 社さんが独自に発見したものが 84%だと、こういうデータが紹介されていたかと思います。これについてですが、アルゴリズム的に発見して、直接自動的にそのアカウントを停止すると、あるいは凍結するといったような処理をしているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○服部講師 児童の性的搾取に関しては、違反が認められたその時点で、すぐ凍結をしております。

○大屋委員 ありがとうございます。この点は、難しい問題があるということは承知した上でお聞きするところではあるのですけれども、先ほど、今回新規に導入された返信できる相手の制限に関する機能ですね、これについてはフェイクニュースとかデマの投稿に関し、その問題性を指摘することができなくなっているという指摘もあり、言論表現の自由という観点から、あるいは言論の自由市場を守るという観点からは極めて危険な機能ではないかという指摘もされております。

それから、児童の搾取といっても類型は非常にさまざまなわけですし、もちろん直接的に児童ポルノに該当するような、特に実在する児童の映像に関する投稿なんかであれば加害性は明らかなので自動的に処理するというところでよろしいかと思うのですけれども、テキストであるとかイラストの場合、必ずしもそう言えないものも非常に多いだろうと。

それについてアルゴリズム的に自動停止すると、自動的に表現を禁止するといった機能が憲法的価値の観点から許容されるとお考えなのか。この辺りで、もちろん児童に対する加害の回避といった問題と、それが重要であることは疑うまでもないわけですが、言論表現の自由という憲法価値のバランスについて、かなりシビアな問題が提起されているはずなんですけれども、その辺りをどう理解して、どのように検討しておられるのかということについて、ご紹介できる点があったら伺いたいと思います。

○服部講師 ご指摘とご質問、ありがとうございます。

まずは、おっしゃるとおり非常に表現の自由と児童の性的被害の削減のバランスというのはわれわれも苦勞をして頭を悩ませているところです。ただ、その中で、まず1つには凍結をされた方というのは異議申立てをする機会がございます。もちろんわれわれのほうも、テクノロジーにしても、人の目で見ている場合にしても完璧ではありませんので、もし何か手違いで、あるいはご本人の意図と違うといったことでわれわれのほうで対応してしまった場

合には、異議申立てをしていただくようになっております。

それから、返信相手のカテゴリーを制限できる機能についてですけれども、こちらおっしゃるとおり、制限してしまうことで自由な議論が、そのツイートの中で、会話の中ではできなくなってしまうというおそれは確かにございます。ただ、コメント付きのリツイートというのは今でも引き続き可能になっておりますので、もし何かそのツイートに意見がある場合には、そのコメント付きのリツイートをしていただく。そのことによって、Twitter のプラットフォーム上では、その該当するツイートについての議論というのは引き続き行われていきますし、また人の目には触れることができますので、その辺りバランスをわれわれも、もちろん今後、皆さまのご意見なども伺いながら、もしかすると見直しする必要も出てくるかもしれませんが、現在ではそのコメント付きリツイートで対応できるというふうに思っております。

○大屋委員 ありがとうございます。

○服部講師 ただ、児童の性的搾取に関しては、われわれも実在する児童だけではなくて、コンピューターで描かれた画像ですとか、そういったものも対象にはしております。ただ、この 18 歳未満かどうかのところは非常に曖昧なところでもありますので、そこはわれわれも、そのために外部の専門家の方からご意見を伺ったりですとか、あるいは定期的なポリシーの見直しなども行っておりますので、そういった中で少しでも精度を高めていければというふうに考えております。

○坂元部会長 よろしいでしょうか、大屋先生。

○大屋委員 ありがとうございます。

○坂元部会長 他にはご質問等いかがでしょうか。他の委員のほうからいかがでしょうか。

○上沼委員 すいません、上沼です。よろしいでしょうか。

○坂元部会長 よろしくお願ひします。

○上沼委員 2 点ほどございます。1 つ目は、最近ではネット利用の低年齢化が問題になっているところ、Twitter 社の利用規約では、少なくとも 13 歳以上でないと利用ができないということになっているのは承知しているのですが、実際に 13 歳未満かどうかということについて何らかの確認をされるための手段を取られているのか、なければ今後検討されるご予定があるのかという点です。

もう 1 点は、先ほどグローバルで展開し、いろいろなポリシーを外部の第三者を入れて検

討されているというご説明だったのですが、今、服部さんがおっしゃったように、例えば児童ポルノの定義などは、日本では実在ではない児童については対象にならないなど、各国のルールや、社会的な受容性などがかなり違うと思います。一番プライオリティーが高い部分を検討されている第三者の方々というのは、どのくらい文化的なダイバーシティがあるのかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

○服部講師 ありがとうございます。

まず1つ目、今、上沼先生からもご指摘ございましたけれども、弊社、利用規約で13歳以上が利用できるサービスというふうになっております。こちらは今年の春からなんですけれども、新しくアカウントを作る際に年齢確認をしております。弊社は匿名で利用できるサービスですので、年齢確認といっても、あくまで自己申告ではありますけれども、生年月日を入力していただいて、13歳未満の場合には、特段13歳未満だから駄目だよというメッセージは出ないんですけれども、一番最初に年齢を入れて、その後、複数の他の入力手続きもしていただいて、さあアカウントを作りますってボタンを押すと、13歳未満の場合、エラーでまた最初に戻ってしまいます。もちろん、これはあくまで新しくアカウントを作る方に対してのみの手続きで、まだ現状、既存のユーザーに対して、その手続き、拡大をできてないんですけれども、少なくとも今後新しくアカウントを作るユーザーの方に関しては、まずここで自己申告で年齢確認をしておりますというのが一つ新しい取組みです。

それから、2番目の各国のローカルルールですとか文化的な背景についてですけれども、先ほどちょっと触れました Twitter の Trust&Safety 協議会、こちらには日本の NPO も委員として参加をいただいております。また、非常に児童の性的搾取に関してはわれわれ厳しい立場を取っておりますので、基本的にはどこかの国で駄目と言われるようなものがあれば、たぶんそれに合わせるぐらいな気持ちでかなり厳しい対応を取っていくことに今後はなっていくのかとは思っております。また、Twitter ルールで違反をしていない、Twitter ルールには該当しないものであっても、それぞれの国の法律に違反しているものであれば、われわれ、捜査機関からの削除要請ですとか情報開示要請、あるいは裁判所命令に応じてアカウントに対応もしておりますので、ここはグローバルのルールと、それからそれぞれの国の法律、それぞれにわれわれ対応をしておりますので、そういったことでこの両者のバランス、うまくカバーできているのではないかというふうに思っております。

○坂元部会長 上沼先生、いかがでしょうか。

○上沼委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○坂元部会長 今の話にちょっと関連して少し伺いたいんですが、日本の中での要望があったときに、これはやはり世界的な場で議論して、世界的な共通のやり方で対応するという形にあくまでもなるということでしょうか。

○服部講師 はい、そうですね。あくまで **Twitter** ルールは世界統一のもので、各国からの要望があれば、もちろんそれはグローバルで共有をして、検討、課題には含めておりますけれども、なかなかそれぞれの国の状況全てが必ずしも反映されているわけではありせんので、そこはルールとは別に法律に対応しているということ。

○坂元部会長 このルールを超えて各国の法律に対応することで、取組み方が各国で変わるということは起こり得るわけですか。

○服部講師 現時点でもそれぞれの国の捜査機関などから削除要請ですとか情報開示要請があれば対応はしておりますので、それは **Twitter** ルールとはまた別の取組みということで対応しております。

○坂元部会長 別の取組みということで、そういう部分については、国独自の取組みというのが起こり得るということでしょうか。

○服部講師 そうですね。また、特に日本の場合、**Twitter** の利用者の数でも、あるいは **Twitter** の収益といった面でもアメリカに次ぐ2番目の大きな市場ですので、やはり **Twitter** というグローバルな会社にとって日本市場というのはとても大事な存在です。ですので、日本で起きていること、日本のユーザーの方が問題というふうに思っていることというのはわれわれにとって非常に重要なことですので、そこはわれわれとしても日本からの本社に対するインプットというのは非常に重要性を持って聞き入れられているというふうに思っておりますし、少しでも日本のユーザーの方のリクエストというものにも、われわれ対応していきたいとは思っております。

○坂元部会長 分かりました。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。委員の先生方、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、この件はここまでとさせていただきます。服部先生、誠にありがとうございました。

○服部講師 どうもありがとうございました。

○坂元部会長 それでは、服部様に拍手をお願いいたします。(拍手)

以降もご出席いただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

BOND プロジェクト様ですけれども、到着はされておられるのですが、ちょっと準備が必要ということで、少し休憩を取らせていただければと存じます。

(休 憩)

○坂元部会長 それでは、始めさせていただきます。

次は次第4でございまして、BOND プロジェクト、タダ様、竹下様から、BOND プロジェクトにおける青少年の保護活動状況についてご講演をいただければというふうに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○タダ講師 よろしく申し上げます。

BOND プロジェクトで統括をしますタダと申します。本日はよろしくお願いいたします。

○竹下講師 広報の竹下と申します。よろしくお願いいたします。

私たちは2006年、「VOICE MAGAZINE」の活動を始めて、2009年にNPO BOND プロジェクトを設立しました。

○タダ講師 「VOICE MAGAZINE」というのは、私がフリーのカメラマンで、代表の橘がフリーのライターでありまして、そこから街頭でいろんなことをしている少女たちに出会って話を聞いて、写真を撮って、それを伝えるという活動をしてました。そこから彼女たちの現状を知り、何か背中を押す役割でありたいなと思って設立したのが、2009年につくったBOND プロジェクトです。

○竹下講師 「聴く。伝える。繋げる。」という3つを主に活動しています。私たちは、まずTwitter ですとか、ユーチューブとか、テレビなどのメディア関係で女の子から知ってもらい、LINE 相談、メール相談、電話相談が来たりですとか、あとは今、ネットパトロールと街頭パトロールやアンケート調査などで、私たちから女の子と出会うきっかけをつくることをしています。それでいろんな相談を受ける中で、必要な子に関してはシェルターでの一時保護ですとか、弁護士の方とか行政などと連携をして、行政の窓口支援につなげることもあれば、私たちが自主でやっている中長期のシェルターにつなぐこともあります。これが2019年の相談件数なんですけれども、メール、LINE 相談、電話相談、それぞれこのよう

な形になっています。

問題の背景としては、やっぱり心の状態、情緒不安定ですとか、苦しいとか、しんどいとか、そういったことが一番多くて、あとはメンタル的な問題も多いです。虐待というのもあるんですけども、虐待だけではなくて、家族関係がうまくいってないというような状況もあります。こういったことから、おうちがいつらかったりですとか、あとは何かあったときに身近な人に相談したりとか本音を言うことができないということで、じゃあどこに居場所を求めるかっていうと SNS というような状況になります。

これは虐待の場合もそうですし、先ほどお伝えした虐待じゃない場合も、親とうまくいってなかったりですとか、けんかしたりとか、そういったことでそこから逃げようとしたときに、なかなか頼るところがない、頼れるところがない、情報を知らないというのはもちろんなんですけれども、そこにたどり着くまでに、ものすごくハードルが高いということもあって、そうすると女の子たちは SNS 上でつぶやいたりとか助けを求めることになってしまうんですけれども、お金もないし、身分証も必要になったりということで、なかなかないと、やっぱり SNS 上で出会ったところに助けを求める、そこしか行く場所がない状況になるんですけれども、そうするとやっぱり泊め男とか、男だけじゃなくても女性でもいるんですけれども、いろんな犯罪に巻き込まれるリスクが高くなったりですとか、性被害にあったりということもあります。

これは、街頭パトロールですとかアンケートをしている様子になります。こうやって声を掛けて、話を聞かせてもらえる子には聞かせてもらって、もし今困ってないような状況の子でも、名刺を渡して何かあったときに思い出してもらえたらいいなということで声を掛けています。

LINE 相談とネットパトロールなんですけれども、2017 年に神奈川県の座間市で起きた事件があったと思うんですけれども、その被害に遭われた 10 代、20 代の方たちっていうのは、私たちの元に声を寄せてくれている女の子と印象がちょっと似ていたんですね。それは、先ほどもちょっと言ったんですけれども、身近に頼れる人とか本音を話せる人がいなくて、ネットに居場所を求めるような子たちでした。いろんな女の子の顔を思い浮かべて、あの子大丈夫かなっていうことで、こちらからも連絡を取ったりはしたんですけれども、私たちの元に相談をくれている子たちは被害に遭っていなかったんですけれども、そういった対策というものがすごく必要なんじゃないかなと思って、この事件をきっかけに LINE 相談とネット

パトロールに力を入れるようになりました。

○タダ講師　ここでネットパトロールを担当しているのは同世代の女の子なんですけど、これはもちろん研修があって、適性も十分こちらで配慮することなんですけど、まず最初に考えたのが、この LINE 相談が始まる時に、臨床心理士の方とか、カウンセラーの方とか、専門機関の方々も始めるというのは僕らはもう分かってたんですね。自分たちが何ができるかという、被害に遭われた方たちが何を求めていたか。うちの相談者を鑑みると、やはり隣で寄り添って話を聞いてくれる友達だったんじゃないかと考えて、できるだけ同世代で寄り添って話を聞けるような女の子たちをわれわれはそろえて、他行政機関とかそういったところにつなぐ際の知識というのが乏しかったらわれわれがそこでフォローして、その後、もちろん現場にも向かいますし、他機関にもつなぎますし、そういった作業をわれわれがしているというのが、今。

○竹下講師　LINE 相談は、最近でいうと昨年度は月平均で 800 人の子たちから相談が来ていてお話をさせてもらっていました。これがそのネットパトロールなんですけれども、いろんな掲示板ですとか、Twitter さんをはじめ、さまざまな SNS で声掛けをさせてもらってるんですけれども、気になる子に手当たり次第ということではなくて、気になる子が見つかったら、その子のこれまでの投稿ですとかプロフィールとかつながりも見ていきながら、じゃあこの子にはどういうつながりがいいのかということで、「いいね!」を押すのか DM を送るのかというようにいろんなやり方で細く長くつながれるように考えています。

○タダ講師　このネットパトロールの、まず LINE 相談を厚労省で始めるときに、絶対にやりたかったことの一つだったんですけど、これを担当しているのも若い子たちで、当時 10 代とかだったんですけど、やっぱり彼女たちじゃないと分からないようなアンテナみたいなのがあってですね。例えば、僕はやらないんで分かんないんですけど、Twitter とかでも、それが男性であるのか、若い女性であるのかとか、過去の履歴を探るとか、そういった作業とかもしてもらってるんですけど、僕じゃ全然分からないようなことをうまく見抜いてくれるので、そこでこれは危険だと判断したら、凍結依頼の作業だったりとか、そういったのもしてます。

やっぱりコロナ禍において一番何が変わったかは、彼女たちいわく、3月ぐらいから（事業者による）凍結の作業というのがすごく遅れてしまった時期があったらしいんです。それはアメリカのほうに会社があるらしいんですけど、世界的にコロナってということで、いろん

なものが停滞してた時期っていうのがあるみたいなんですね。それで、本来だったら凍結されるべきアカウントみたいなのが凍結されなくて、しばらく放置されてたりというのがあったようです。今現在は割と正常になってきているという話です。

○竹下講師 このように、いろんな投稿に対して、「私たちが BOND プロジェクトです」って名乗って、こういうことをやってるんで、よければお話聞かせてねって送る場合と、あとは掲示板ですと、第三者のふりをして悩みに回答して、それで厚労省の SNS 相談ではいろんな相談先が、私たちも含めなんですからけれども、相談場所が載っているので、そこを案内するようになっています。

○タダ講師 困ったら BOND プロジェクトに相談してねというよりは、先ほど言ったように専門機関の相談を受けたほうがいいという方も中には必ずいらっしゃるんで、相談機関全体ですね、こういったところもある、こういったところもある、選ぶのは彼女たちっていうことで、厚労省全体の相談をこちらから紹介するケースが多いです。

○竹下講師 ネットでのアウトリーチから LINE 相談につながった人数というのが、平成 31 年 3 月から令和 2 年の 6 月で 984 人いました。結構、ネットでのアウトリーチをきっかけに連絡をくれる子も多いです。

これは 16 歳の女の子の事例なんですからけれども、こちらの事例は配布資料にはないのですが、地方の女の子だったんですけれども、虐待とかもあって、おうちが嫌で、中学生の頃から家出を繰り返していた子で、家出した際に性被害にも遭ったということだったんですけれども、児童相談所に何度か保護されたこともあったのですが、期間を経て最終的には家族調整としてどうしてもおうちに戻されて在宅支援になってしまうという子がいました。本人も親との関係とか暴力について訴えてはいるんですけれども、家出や彼女の言動も激しかったというのもあって、非行として扱われてしまうっていうことがありました。

高校生になって児童相談所に保護をされるようになって、本当におうちが嫌だったということで、このままずっと家にいるくらいだったら死んだほうがましというふうに思って、ネットで確実に死ぬる方法を教えてくださいと投稿したら男性から返答があって、言葉巧みに情報とか写真を送らせられて、その子はなかなかぴんとこなかったみたいなんですからけれども、話を聞くと、それは裏風俗の誘いだったんですね。地方に彼女、住んでいたんで、連絡が来た男性が東京の人で、東京に来て、そういうことをしてください、しましようという誘いでした。本人も自暴自棄だったということもあって、何となくよくないかな、怖いかもしれな

いって思っても、なかなかそこまで想像が及ばないというところもあって、衝動的にその男性のところに行こうとしていました。それと同時に私たちのほうにも相談があって、すぐ電話で聞き取りをして、本人がいるところまで会いに行き面談して、弁護士も入れて児童相談所との話し合いを経て、在宅支援ではなく保護をしてもらえることになりました。これが実際の男と女の子のやりとりですね。「今まであなたのことを知っている人から死んだことになるということです。」だから、名前も変えて、この何々ちゃんっていう人の存在は失踪してなかったことにして、東京で新たな人として風俗をする、そして生活をするっていうふうな感じでした。

○タダ講師 これは言い回しなんですけど、Twitter でもそうなんですけど、女の子たちが割と釣られやすい言い回しって丁寧口調なんですよ。それで、例えば泊まりにおいでよとか、オーケーだよとか、そういったのには割と釣られないで、結構丁寧な言い回しの人に釣られやすいという傾向は割とあります。なので、これも言ってることはものすごい怖いんですけど、実際こういった話も結構あって、ただ言い回しは丁寧なんで、彼女、一応話は聞いてしまいつつも、たぶん同時進行でうちにも相談してくれてたんですかね。

○竹下講師 はい、そうです。

こういうようなやりとりをして、最初に彼女が死にたいって送ってたので、死にたい気持ちがあるんだったら生きていてくれれば誰にでもできることですよというような感じで返信が来たっていうことだったんですけども、こうやってやりとりをして、彼女からしたら、先ほども言ったように、丁寧だしと思ってしまって、おうちから出る手助けをしてくれる人のような感覚になってしまっているの、なかなか怖い人だ、悪い人だというような感覚にはすぐにはなれなかったみたいなんですけれども、相談があったので、こうだよああだよというふうに説明して、一緒にこのように返事をしてブロックをしました。

○タダ講師 これは割と、割とというかかなり怖いケースなんですけど、そこまでいかななくても、僕、おとといぐらいに聞いた話だと、やっぱり 10 代の女の子で、今うちが保護をしている女の子なんですけど、例えば彼女、どうしても家を出たかったと。事情があって、ただ行く当てがないとなるとネットで検索するんですね。彼女が何を考えたかっていうと、今、派遣のアルバイトとかそういったので、日払いとか、派遣とか、寮付きとかそういうので、女の子たち、住む場所もお金も与えてくれるっていうところで探すんですね。その中で結構悪質なのが今あって、例えば彼女の場合だと、そこで連れていかれて、寮も仕事も用意する

っていうことだったんですけど、そこで性被害に遭いそうになったんです。遭いそうになって何が防止したか、向こうがストップしたかっていうと、「今ここにいるっていうことを誰か他の人、知ってる」とか、「大人の人、知ってる」みたいなことを派遣会社の人間が聞いてきたらしいんですね。そこで、たぶん怖くなったんですね。何かされてしまうんじゃないかと思って、今、実は相談している大人がいるって彼女が言ったらしいんです。そしたらそこで、じゃあ駄目だっっていうことでやめたらしいんです。

彼女、今、うちにいるんですけど、全てそうなんですけど、大人とのつながりがない子たちを狙うんですよね。彼女が言ったように、大体悪いこととか怖いこととあって、彼女たちは頭の中では理解はしてるんですけど、その理解を超えてくるわけですよ。そこでいろんな被害に遭って、うちに相談に来るっていう状況がとても多いですね。

○竹下講師 結構女の子と話していても思うんですけども、私たちは一緒に断るっていうこともやっているんですけども、なかなかこういうふうには言いなよ、断りなよって言っても断れないというような状況の子が本当に多くて、怖くてどうしていいのかわからない、何かこの先あったらどうしようっていうのはもちろんなんですけれども、断り方をそもそも知らなかったりですとか、あとは自分のためにこうやって一生懸命考えてやり取りをしてくれたのに申し訳ないっていう気持ちもすごくあったりして、そんなこと思わなくていいのになくてすごく思うんですけども、そういった気持ちからなかなか1人では断ることができないということも多いです。

○タダ講師 今回、SNSのお話ではあるんですけど、うちは10年間やってきて何が一番変わったかっていうと、やっぱりスマホだと思います。スマホが出てきて彼女たちの情報量が飛躍的に増えて、SNSですね。そもそもが、大体僕たち街頭の取材から始めて、街頭で歩いている子たち、家に居場所がない子たちって家に帰れないわけですね。その居場所をどこに次に求めるかっていうと街だったんですけど、その傾向が少しずつ変わってきたのが、やっぱりスマホの出現だと思って。スマホによって彼女たちがネットに居場所を求めて、それ自体は全然悪いことじゃないんです。僕らもTwitterで新たな、例えば学校が面白くなってどうしようもない子が、Twitterで出会った人と、すごく今、素晴らしい人生を送っているとか、そういった話もよくあります。そうじゃなくて、よくないやからもかなりいるんですね。そこでネット上の出会いでいろんな事件に巻き込まれるというのが、スマホの出現でものすごく増えたんじゃないかなっていうのがあります。そこでネットパトロールっていうのは、や

っぱり強化しなきゃいけないのかなと思って、それは今後もどんどん強化してやっていこうかなと思っていることの一つです。

○竹下講師　ちなみに、今出ている事例も、SNSでの事例なんですけれども。

○タダ講師　これもよくあるケースですね。

○竹下講師　これも、この子は虐待はなかったんですけれども、おうちがすごくしんどくなってしまって、この子は全然、SNSとかそんなにやったことなかったんですけど、おうちにいるのが限界だったので、初めてTwitterで「誰か助けてください#家出」というふうに投稿したら、すぐいろんな人から連絡が来て、何人か返事が来た男の人の中で、いつまででもいいよって言ってくれた人に、「よろしくお願いします」というふうに返事をした。

○タダ講師　これ、この19歳女性とか、もっと16歳、17歳、18歳女性って言って、助けてくださいとか泊めてくださいと言うと、返事がすぐ来て、想像を絶する数とスピードで来るんですよ。それはちょっと僕らかなわないなってよく思うんですけど、たぶん彼女たちにとっては本当に困っているときなんですよ。そんなときに何かどうにかしてくれるっていう人が現れたら、行っちゃうのかなと思うんですね。だから、それもすごく気を付けているんですけど。これは、すごい一番多いパターンだと思います。都内に1人暮らししてます。二部屋開いてます。二部屋開いてますっていうのが分かんないけど、いつまでいても大丈夫だよ。食費、生活の面倒は全部見ます。東京までの交通費は出しますって言って、これ返事が来るんですね。

○竹下講師　はい、返事も。これは本当に実際の画面なんですけど。

○タダ講師　これは本当の画面なんですけど。これは相手もちょっとびっくりしてるんですよ。

「よく今日、初めて知り合った人の家に行く気になったね」って。「大丈夫かなとか思わない」って。「俺がもし会いに行かなかったら帰りに交通費とかないですよ。」だけど、ちょっと張り切ってるんです。「ちょっと早くなった」と。「電車が東京駅に5時ごろに着くみたい。」ここでわれわれが取った……、この子も同時進行で、不安な気持ちもあったんで、うちにも相談してくれてました。われわれが取った行動は、もう東京駅で張る。実際に行って、うちの橋が、こういう感じ（両手を広げて）でいたらしいです、東京駅に。彼女が分かったけど、彼女の中ではこの関係もちょっと捨てづらかったんですね、当初。もしかしたら、この家に行ったほうが自分は救われるんじゃないかっていう気持ちもあったんですけど、橋がそこで、東京駅でつかまえて、これは危ないんだと、絶対にやめたほうがいいんだということをか

り説得してブロックさせたっていう経緯があったんですね。

○竹下講師 はい。それですぐ、この子も地方の子だったので、一晩、私たちのシェルターのほうで泊まって。

○タダ講師 その時、僕が担当だった日だったんですけど、どっちかといえば、いい家のお嬢さんみたいな感じですね。すごくおとなしいタイプの子で、当然親にも連絡しました。娘さん、いろんな事情で今こういった場所にいますとお話ししたら、ものすごいびっくりして、翌日、地方の子だったんですけど、関東に住んでいる親戚の人も駅まで迎えに来て、たぶん実家まで一緒に帰っていきましたね。

○竹下講師 はい、そうですね。虐待じゃなかったんで親の方と連絡は取ったんですけど、この子も本当に、とにかくその時、おうちにいることができないような精神状態だったっていうことで、家じゃない違う場所でちょっと休憩したりとか休みたかったっていうことだけだったんですけど、その思いだけで突発的に出てきて家以外で過ごせる場所ってなったら、その男の人の家に行くしかないっていうところまで追い詰められてしまったというような状況だったので、私たちのところ、シェルターで一晩過ごして、話して、気持ちはセーブできたみたいで、落ち着いた状態で無事に家に帰ってはいきました。

○タダ講師 そのいったん休んで考えるっていう時間とか場所がすごい大事なことだと思うんですね。それが、彼女たちが選んだ先があまりよろしくないところだと、そこで人生が変わっちゃうようなことになってしまう子たちの相談も結構受けてきたので、そういったことが未然に防げるように日々活動をしています。

SNS に関しては以上です。どうもありがとうございました。

○竹下講師 ありがとうございます。

○坂元部会長 どうもありがとうございました。やるせない子どもの状況があるということを改めて痛感させていただくお話だったと存じます。BOND プロジェクト様のお取り組みというのはまさに必要とされるものということを感じざるを得ないと、こういうふうにした次第でございます。

それでは、ただ今のご講演につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。委員の先生方、いかがでしょうか。

○大屋委員 すいません、大屋です。よろしいでしょうか。

○坂元部会長 はい、お願いします。

○タダ講師 よろしくお願ひします。

○大屋委員 私からでいいかな。すいません、慶應義塾大学の大屋です。大変興味深いご報告をいただきまして、ありがとうございます。2点ほど伺わせていただきたいと思ひます。

1点は、ちょっと事例を拝見していても、背景として家庭内の虐待があるケースは結構見受けられる気はするのですが、これはやっぱりそうですかっていう事実の確認です。

もう一つは、相談件数のほうのデータを見させていただくと、圧倒的にLINEと、その半分ぐらいでメール、電話以下はそれと比べると桁違いぐらいのデータになっているかと思うんですが、これはずっとこういう傾向ですかっていうのと、その背景として考えられる事情、例えば電話だと、お子さんのほうからの積極的な働き掛けが必要になって、そういうことがなかなかやりにくいという心理的な抵抗があるとか、そういうことについてご知見があれば伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○タダ講師 まず、虐待のケースは確かに多いです。ただ、虐待まで至らなくても、思春期特有の親との関係がうまくいかないとか、そういったことも数多くあるのではないかなというのを感じてます。

うちはLINEとメールと電話、あとは今、オンラインの面談というのもやってるんですけど、この件数の差っていうのは、基本的に対応できる人間の数の差っていうのもあります。LINEの相談は、常に4～5人ぐらいで受けてるんですね。4～5人で受けてて、その専門の時間を設けてるので、対応できる人数が多いというのがありますよね。

○竹下講師 はい。あとは、単純に若い子たちが、やっぱりLINEが身近で使いやすく、ハードルが下がるっていうことで話しやすいのもすごくあると思うのと、あとは電話とかですと、おうちの中で親とか誰かいたら相談することができないと思うんですけど、LINEだったら近くに親がいても、こっそりというかやっててもばれないことも多いので、相談しやすいんだと思ひます。

○大屋委員 ありがとうございます。

○坂元部会長 他にはいかがでしょうか。

○上沼委員 すいません、上沼です。よろしいでしょうか。

○坂元部会長 お願いします。

○タダ講師 よろしくお願ひします。

○上沼委員 第二東京弁護士会でも、現在子ども向けのSNS相談を行っております。電話相談

も行っているのですが、電話相談よりも、相談件数が多いことから、子どもが相談する場合は LINE 等の SNS 相談の方がハードルが低いというのは実感としても分かっております。実際に昨日などは、時間外に児相（児童相談所）は嫌だと、警察も嫌だということで、シェルターにつないでくれ、すぐに会いたいみたいな相談が入っていたため、第二東京弁護士会の相談は、相談時間が短いので BOND さんを振ってしまいました。すいません。

ここでお尋ねなんですが、相談を行っていると、24 時間対応してくれる相談が欲しいという子どもも多く、相談メッセージが夜中に入っていたりします。BOND さんは、もともと LINE 相談だけでも 5 時間実施されているし、その上、実際に駅で張るなどの対応もされているようで、非常な労力をかけてらっしゃるなと思うんですけど、そのような中で、夜中の対応などもされているという状況でびっくりしています。対応のための人的パワーは、足りていらっしゃるのでしょうか。

○タダ講師 基本的に LINE 相談の時間というのは、うちは午後 2 時から夜の 10 時まではや  
ってるんですけど、メールの相談は一応 24 時間対応なんですね。その中で、特定の誰か決  
まってないんですけど、コアメンバーがそのメールを確認して緊急性があるようなことだと、  
そこから電話に誘導したりとか、次の日の LINE に誘導したりとかっていうケースも結構あ  
ります。

もともとは、そうなんですね、夜中の女の子たちが不安定な気持ちになるときの相談とい  
うのは、過去、電話相談の経験からして分かってたんですけど、ただそれも SNS、LINE の  
相談になってからは、割と昔、初期の段階で、うちは夜中の 2 時まで確かやってたんですけ  
ど、傾向からすると、それほど時間帯関係なく、LINE になってからは悩みを聞けるよう  
になっているかなという感じです。

○竹下講師 LINE 相談はシステムを組んでるので、時間外は基本的には受け付けることがで  
きないというふうに自動応答が行くんですけども、あくまでリアルタイムでのやり取りっ  
ていうことでやってるんですけど、それ以外の子は、先ほども言ったように、メールだと 24  
時間受付はしてるので、夜中何か送りたいとか連絡取りたいっていう子には、メールのほう  
に送ってねというように案内はしてます。

○タダ講師 あとはフォロワーが少ないけど、今だとインスタグラムとかもそうですね。そう  
いうのでもコメントとかで、翌日の LINE の相談につなげたりっていうケースも、保護につ  
ながったケースもあります。

○上沼委員 ありがとうございます。それでも、メールでも 24 時間だと本当に大変だと思いますけれども、でも実際には夜中だけでもないということなのだとしたら、ちょっと安心するところもあるかなと思いました。ありがとうございました。

○タダ講師 ありがとうございます。

○坂元部会長 他にはいかがでしょうか。

それでは、私からも 1 点ですけれども、**BOND** プロジェクトさんのようなお取組みが社会的にもっとたくさん必要とされるのか、そういうふうにご考慮されるかどうか。つまり、問題を抱えている子どもはたくさんいるけれども、取組む側が限られているので、ずいぶん余ってしまっている子どもがいるというような認識をしておられるのかどうなのか。その辺り、いかがでしょうか。

○タダ講師 われわれもまだまだ力不足ではあるんですけど、どれかだけでは駄目だと思います。例えば、それが SNS の相談だけとか。今、SNS の相談は確かに増えていると思います。ただ、そこからどうつながるかだと思うんですね。本当に困っている子が SNS でつながって、その先の公的機関とか、そういったところにつなげるのがわれわれの役目だと思っているので、そういったようなのが増えたほうがいいですよ。確かに増えたほうがいいんですけど、さっきも言ったように、時間的にもかなり縛られることも多いので難しい面もあるのかなと思っています。ただ、SNS とかそういったのが、相談自体が増えるのはわれわれとしてはすごくうれしいことで、それがセーフティーネットとなって公的支援につながったりとか、事件を未然に防げたりっていうのが数多くあるんじゃないかなっていうのはすごく感じています。

○坂元部会長 もう 1 つ、例えば、**BOND** さんがもっと大きくなれば、もっとできる、救える子どもが増えるとおられるのか、実際になかなか手が回らなくて、十分な対応できてないとか、そういったことは感じておられるのでしょうか。

○タダ講師 **BOND** プロジェクトはもともと、僕と、橘と、彼女（竹下講師）と始めた、ほぼ。始めて、そこから少しずつ人を増やして行って、今、コアのメンバーが大体約 8 名で、お手伝いが 20 名ぐらいですね。そのぐらいまでようやく増えたんですけど、そこら辺は本当に人手不足で、できたら、うち一応相談は全国から届くので、各県に支部が欲しいなというのはよく感じています。ただ、講演とかで地方とか行かせてもらってはいるので、そういったところにつながりのある支援者さんとか、そういったところとうまく連携して、各地方の相談者というのをつなぐっていうことはやっています。でも、まだまだなかなかうまくいかない

ことが多くて、なかなか苦労はしてますね。

○坂元部会長 ありがとうございます。

○タダ講師 ありがとうございます。

○上沼委員 すいません、もう1点ありました。

○坂元部会長 はい、どうぞ。

○上沼委員 上沼です。よろしいですか。

○坂元部会長 はい。

○上沼委員 すいません。昨日の相談や他にもあったのですが、児相や警察、その他の公的機関はどうしても嫌だというお子さんが結構いらっしゃるんです。相談を担当する立場としては、児童虐待防止法に基づく通告義務を負担しておりますが、相談をされるお子さんには、「児相には連絡しないんですよ」という確認をしてからじゃないと話をしてくれないお子さんも結構多く、公的機関に対して拒否感を持つお子さんが多いなということを感じております。その辺の背景みたいなものをもしご存じだったら教えていただければなと思うんですけども。

○タダ講師 過去、児相の場合、一時保護所であったりとか、そういったところで嫌な思いとか嫌な経験がある子とかってというのは嫌がったりすることもあります。

あともう一つは、例えば、僕でしたけど、つい先日、ある東京の児相に連絡をしたんですけど、どう考えてもこれは児相に通報しなきゃいけないような事案だということで児相に確認しました。過去の相談の履歴とか、彼女の電話番号、住所、生年月日というのは全部聞いてるんですね。問い合わせたら、実際その子は存在しなかったんです。存在しない子ということで、要は彼女がうそを言ってたんですね。だから、そういうケースも中にはあります。そういう場合は、うちの場合は、うちでとどめる場合は全部受け止めます。それでも彼女に問題がないとは言い切れないので、そこから掘り下げて、本当のことを彼女が言ってくれるまでつながりを持ちます。ただ、他機関につなげるときというのは、さっき言ったように全て聞きます。生年月日も、住んでいる住所ですね、そういったので問い合わせ、実際、彼女が本当に困っているのかどうかですね。本当に困っている子っていうのは、基本的には教えてくれます、すぐにどうにかしてほしいから。なので、そういったところからいろいろ探りつつ、でもわれわれもかなりいろんなことで失敗してるので、そういった経験値で今みたいになった感じですかね。

- 竹下講師 ただ、教えてくれてても、行政機関ですとか児相とかのほうへ相談することを拒む子ももちろんいるので、そこら辺は関係性と説得を続けて、ちょっと時間はかかりますけど、児相へつなげるというような形にはしています。
- タダ講師 あと、虐待、DV とかっていうのは、その本人自体が環境を変えること自体が怖いんですね。なので、そこからたぶん恐らく大きく人生が変わるって自分の中の恐れがあったんですね。中には、自分が家族を壊してしまうとあって、被害を受けているにもかかわらず、そういったところの相談を拒む子もいます。そういった子は、うちも長年かけて、何年もかけて説得して、児相なり、婦相（婦人相談所）なりですね、つなぐということが続けます。
- 上沼委員 ありがとうございます。
- 坂元部会長 それから、木村先生、ご発言がありますでしょうか。木村先生まで。
- 木村委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- 坂元部会長 お願いします。
- 木村委員 非常にリアリティーのあるお話で勉強になりました。ありがとうございます。特に印象的だったのは、ネットパトロールの担当が同世代の女の子たちだというご指摘で、非常にその子たちがうまくいろいろなこと、情報を引き出してくれるというようなことも伺って、なるほどと思ったんですけど、先ほどどなたかがおっしゃったように、これ大変な作業だと思うんですね。その女性たちが大体何人ぐらいで担当されていて、どんな属性の方なのか、オープンにできる範囲で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。
- タダ講師 ネットパトロールは、同時に2名がリモートで作業してます。2人で1つの画面を共有してやってますね。属性というか、だから本当に Twitter とか詳しい世間で言うような、いわゆる「おたく」です。なので、ものすごく詳しいです。今いる2人はネットパトロール、すごく優秀で、画面はわれわれも共有してるんですけど、Twitter だったりとか、あと彼女たちが主に探すのは掲示板なんですけど、彼女たちいわく優良な掲示板ですね。質の悪いのも結構あるみたいで、そういったところは彼女たちは探さないで、そういったところ（優良な掲示板）を目まぐるしくずっと画面共有してやってるんですけど、彼女は大丈夫かもしれないけど、僕なんかは画面についていけなくて、スピードに。そんな感じで、同世代の彼女たちがアンテナを張ってやってくれてるっていうのは、われわれにとってもものすごく心強いなと思ってます。

○竹下講師 同世代の子で日常的に SNS 使ってる子であっても、結構ここまでするのが難しかったりするので、もう少し増やせたらいいんですけども、なかなか人材的にはいないです。

○タダ講師 なかなか難しいね。誰でもっていうわけにはちょっといかないような作業ですね。あまりにも傾向が偏ったりもしないように、いろんな方面を見てもらうようにはしています。

○木村委員 どうもありがとうございました。よく分かったんですけども、さっき上沼委員でしょうか、おっしゃっていたように、時間的にどんな作業をされてるのか。それこそ 24 時間やるわけにいかないでしょうから、具体的にはどんな手間が掛かるのかなってというのはちょっと気になったので伺いました。事情は大体分かりました。ありがとうございます。

○タダ講師 どうもありがとうございました。

○坂元部会長 ありがとうございます。それでは、この件はここまでとさせていただきたいと思います。タダ様、竹下様、本当にありがとうございました。拍手を皆さま、お願いいたします。(拍手)

それでは、次第 5 の意見交換に移りたいと思います。今回のテーマにつきまして、2 回にわたり各方面の有識者の皆さまからご講演をいただきまして、問題の背景など理解が深まってきたところだと思います。SNS の不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成ということにつきまして、どのような方向性を歩むべきか、委員の皆さまお一人お一人からご意見をいただきたいというふうに存じております。ただ、時間が限られておりますので、議論がある程度かみ合いますよう、多少前振りをさせていただければと存じております。

前回と今回の 2 回で問題について認識を深めたということございまして、今後、対策ということを考えていくということになっていくわけでございます。前期の 31 期るとき、自画撮りの問題を扱ったときには、教育啓発と相談、それから技術的対応、それから条例による規制、この 3 つの点から対応するという答申を出したところでございます。今回の場合、まず条例による規制という論点がまずあり得るかと思うんですけども、事務局としてはどう考えておられるかということをお話をいただければというふうに思っています。

○渡辺都民安全推進課長 都民安全推進価値の渡辺でございます。

援助交際相手や家出の宿泊先募集といったものについて、前回の自画撮りの議論と少し異なるのは、誘われた結果、犯罪被害として扱われ、規制されているわけではないんです。自画撮りの場合は、児童ポルノを撮って相手に渡したらそこで被害が発生してしまうんですけ

ど、現在検討している誘引行為については、誘われた先の行為はデートだったりするわけであって、そこが少し異なると思います。これを規制するとなると、ある種の予備行為の規制のようになってしまうというハードルがあると思います。本当にデートだけしたい場合や、冗談として書き込みをしてしまった場合を含め、十把一絡げに罰則をかけることになりかねないので、前回とは異なると思っており、ハードルがかなり高いと感じるところはあります。

また、青少年に対して、NPO がやっているようなシェルターを用いた一時保護活動等のきちんとした活動や、あとは青少年に対して食事に誘う場合でも、例えばフィールドワークや、あとは学生の卒業論文執筆といったきちんとした目的で話を聞きたいという場合も想定される場所、そうした場合にお茶を一杯おごるといったことも自然なことであり、検討しなければいけない。そういったある種正当な誘いかけを丁寧に規制の範囲から抜いていくということを考えてみると、逆に規制逃れというのも簡単になっていく。出会い系サイトのようにそもそも青少年の利用が禁止されている場所ではなくオープンな場所に関する議論なので、このように非常に課題が多いんだろと考えております。

取りあえずは、以上でございます。

○坂元部会長 分かりました。なかなか今回の場合、条例による規制というのは難しいところがあるというふうに感じておられるということでございます。自画撮りのときも決して容易ではなかったわけですし、今回はさらにハードルが高いということで現実性というのは決して高くないというふうに感じておられるということと了解いたしましたところでございます。

それならばなおさら、そうでなかったとしても、もし規制がもっと現実的であると仮にしたとしても、今現状は問題が深刻ということですので対策は強化しなくてはならなくて、教育啓発とか相談などを充実させる必要があるということかとは思っています。ですから、委員の先生方の知恵をいただいて、具体的な計画を考えていく必要があるということかと思っています。

こうしたことでございますけれども、委員の先生方、今日、3つのプレゼンテーションを伺ったわけでございますが、それに関連したコメントでも結構でございますし、条例や規制に関することでも結構でございますし、あるいは教育啓発や相談などに関することでも結構でございます。何でも結構ですので、それぞれの委員お一人お一人からご発言をお願いしたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、名簿の順番にご発言をいただければというふうに存じますけれども、まず上沼先生、お願いできますでしょうか。

○上沼委員

条例に関しては、ネット上の行為を条例で規制するのは確かなかなか難しいだろうなと思っていますところでしたので、今回のご判断には賛同します。他に何か方法があるかについてですが、一般的には普及啓発にはなるのだと思いますが、BONDプロジェクトさんが扱ってらっしゃるようなケースでは普及啓発だけではどうにもならなくて、そこは何か受け皿が別途要るだろうと思っています。つまり、対策としては、状況が深刻なものと、そうじゃなくて、いわゆるお小遣いが欲しいなどの軽い気持ちで非行を行ってしまう子とは分けて考えたほうが良いと思っており、後者については、普及啓発は役に立つかと思っています。

あともう一つ、先ほど推奨端末、推奨携帯のお話を最初にしてくださったと思いますが、普及啓発と同時に、推奨端末、推奨携帯で、SNS というか自分が電話番号を送るとか、そういうことを送る行為を技術的にトレースできるソフトなども今はありますので、そういうものをお子さんには薦めたほうが良いのではと思っていますところ。推奨端末、推奨携帯と普及啓発とセットで、技術的な側面及び精神的な側面の双方から対策するというのが、深刻性の軽度な子たちには役に立つのではないかと思っています。

○坂元部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、大屋先生、お願いできますでしょうか。

○大屋委員 ありがとうございます。慶應義塾大学の大屋です。

結論的にはどうか、議論の方向性としては事務局の意見に賛成するところが非常に強くて、Twitter 社さんのご報告に対する質問でもちょっと指摘させていただいたんですが、やはりこの問題については言論の自由とか自由な言論市場の機能維持という問題との関係性を強く意識する必要があるだろうと。

BOND さんからのご報告をいただいたわけですが、われわれは彼らの組織がまともなもので機能しているっていうのを知っているから区別できますけれども、困っているお嬢さんに話し掛けて、話聞くよって言って、何なら会おうかって言って、こっちおいでって言うわけですね。こういったものと、いろんな人たちのたくらむものっていうのをきちんと区別できないと、強制性のある働き掛けをするというのはなかなか難しいものがあるよねと思うところです。

その上で申し上げますと、こういった問題のある言説みたいなものの概要としては、情報を減らすほうの対応と増やすほうの対応が考えられて、減らすほうというのは、Twitter 社さ

んがやっておられるように、発言の削除であるとかアカウントのサスペンドですけれども、これには当然ながら副作用が付きまとうところで、Twitter 社さんは異議申し立て制度をつくっていますからっていうことをおっしゃいましたけれども、はっきり言うと定評のあるところで機能していないと。過剰にサスペンドをかけて苦情を申し立ててもほったらかされるとか、弁護士が同道してようやく動いたとか、そういうことが言われている状況にあるわけですね。

やっぱり副作用について懸念すると、もう一つの選択肢である情報を増やすほうの対策というのをきちんと考えたほうがいいと思います。それは端的には普及啓発ということにはなるとは思いますけれども、例えば Google さんが検索結果の調整でやっておられるように、まともなソースからの情報を順序を上げて表示すると。これは健康情報問題で行われているところですが、Merck マニュアルですとか各種の学会のような信頼できる情報源、情報を優先させて表示させるようにアルゴリズムを調整するといった対策もなされているところです。こういったプラットフォーマーさんの取組みに歩調を合わせて、公的な団体ですとか信頼できる団体からの情報発信を強化する試みというのを考えるべきだと思います。

それから、この両者のバランスについては、Twitter 社さんのご発表でも結構明らかになったと思いますが、まだ発展途上であって、バランスの取り方については各社さんとも苦勞されているところかと思っています。単に情報発信を増やしましょうというだけではなくて、これらプラットフォーマーさんの取組みがどのような現状にあり、それとどう行政からの、あるいは信頼できる NPO からの情報発信を組み合わせることができるかという方法、あるいはプラットフォーマーさんが今どのように実際にシステムを動かしているかっていうことに関する透明性の向上ないし監視といった対策、これらを進めていくということを確認するといいいのではないかなと思いました。

すいません、以上です。

○坂元部会長 ありがとうございます。

それでは、木村先生、お願いします。

○木村委員 木村でございます。今日、非常に有益なプレゼンテーションを伺って大変勉強になりました。

まず、Twitter さんのことなんですけれども、いろいろなコントロールの工夫をされているということはよく分かったんですけれども、実際に被害が出てしまっているということ

前提にすると、必ずしもまだ一般にコントロールをされていることが知られていないという面もあるのかなというふうに思いまして、それをもうちょっと広く情報提供する必要があるのかもしれないというふうには思いました。

先ほど事務局から条例での規制は難しいというお話があって、座長からも自画撮りとはちょっと違うんじゃないかというご指摘があったのは、そのとおりだと思います。ただ、どうも実情を伺っていますと、書き込みからちょっと先に進むと、事実上児童ポルノであるとか、児童売春であるとか、淫行規制であるとか、そういうことにつながる一步手前の状態が、いわば野放しの状態になっているというのは非常に危険性を感じました。先ほどご指摘がありましたように、本当に危険なものなのか、そうでないものなのかの区別は難しいという。確かにそのとおりだとは思いますが、事実上こういういわゆる犯罪一步手前の予備段階が野放しになっているというのはかなり危険で、危険性が高いもの、そうじゃないものの区別というのは、私はあまり詳しくないので間違っているかもしれませんが、ある程度は、例えば AI を活用するだとかで識別ができることもだんだんできるようになるんじゃないかなというふうには期待しています。危険性が重大であればあるほど、前段階で処罰といいますか規制をかける、つまり危険性が大きければ大きいほど早い段階で規制をかけるという必要性が高いというのは当然のことだと思いますので、そういう方策も、条例でやるのか法律の問題なのかはともかくとして、今後模索する必要があるというふうには思いました。以上です。

○坂元部会長 ありがとうございます。

それでは、山本先生、お願いいたします。

○山本委員 山本です。ご報告、ありがとうございます。私のほうは、まず普及啓発による対策、この点ですけれども、どういう形で具体的に普及啓発をしているのかということについては、私自身勉強不足のところもありますので実態がよく分からないのですが、これまでの普及啓発、特に学校での、今日もちらっと「ファミリールール」のところに出てきましたけれども、講座というんですか、レクチャーの効果ですね。効果については、しっかり検証する必要があるのではないか、これが1点です。

もう1点は、この効果のあるなしにも関わりますけれども、やっぱり技術を使うということがあるんだろう。VRとか、最近、DVの問題についても、被害者の感覚を体感させるためにVRのような仮想現実を使うと、そういうことが出てきているわけですが、こうい

った VR とか、そういったテクノロジーの積極的な利用ということも、これもいろいろ良しあしあるとは思いますが、検討してもいいのではないかと。また動画とか、自分たちに身近な人というんですか、身近に感じるようなタレントさんとか、これは分かりませんが、そういった人たちを使って分かりやすい動画、自分事のように感じるような、そういった講座、レクチャーの組み方ということも検討に値するのではないかと。ですので、現状行っているものの効果をしっかり測定、検証した上で、新たな講座、啓発の在り方について検討するということがあるのではないかとというのが1点。

2点目ですけれども、技術による対策ということで、これはぜひ積極的に検討したらよいのではないかと。ただ、これは大屋先生がおっしゃっていらっしゃるように、表現の自由との抵触、緊張関係が出てまいりますので、これも慎重に検討する必要もありつつ、非常に矛盾したことを言いますが、慎重に検討しつつ、しかし積極的に検討するという、そういう思いでおります。さきほど大屋先生の足したり引いたり、情報の足し算、引き算ということが出てきて、非常に示唆的だったと思います。情報を引くこと、つまりテイクダウンしていくという、そういった方向については、特に犯罪該当性が高いものについては考えられる。AIが自動検知をしてテイクダウンするというのも私は考えられると思いますが、この異議の申立てというんですかね、削られた側がしっかり異議を申し立てるような工夫、現状においてはまだ不十分だというご指摘もありましたけれども、当然そこセットで検討していく必要があるのではないかと。思います。

もう一つは、これは足し算の問題ですけれども、ある種いかにわしい問題性のある投稿については、例えばフェイクニュース対策で、この投稿についてはファクトチェックが必要だとか、ファクトに関して疑いがあるといったような、情報を足すということですかね。その投稿した内容はそのまま残しつつ、そこに対して何かしら警告的な表示を付けるということもあり得るのではないかと。タグ付けのようなことですね。こういったものを行うということがあり得る。

もう一つは、これはプッシュ型ということになるのかもしれませんが、そういった方向を考えられます。特に呼び掛けですけれども、呼び掛け行為に対しては、当該ユーザーに対してはプッシュ型の、その後の援助の仕組みとか相談窓口とかを伝えるようなプッシュ型の通知、これも足し算のケースかもしれませんが、こういったことも考えられるのではないかと。表現の自由に対する制約は、事実上の制約が一定程度あるかもしれませんが

れども、守るべき保護法益の重要性からして、一定程度事実上の制約があっても、憲法上これは許容されるのかなというふうに思うところもあります。もちろん、これは慎重なバランスが求められるところではあります。

もう一つは、結局は SNS 事業者なりプラットフォームの取組みということが重要になるかと思えます。これについては当局がどういうふうに関わるのかということも検討課題かなと。取組みを行うプラットフォーム事業者等に対して、当局としてどういうインセンティブを設定していけるのかということが重要かと思えます。例えばそういう取組みをしている事業者のリストを作って、プライバシーマークに近いのかもしれませんが、そういった仕組みですとか、あるいは自動検知のシステムの開発に対して資金的な援助を行っていくというような、そういうような取組みもあり得るのかなというふうに感じたところです。

あとは、フェイクニュースの問題で、アメリカでフェイクニュースを垂れ流している SNS から、これはフェイスブックですけども、広告主が広告を撤退すると、引き揚げるということがあったわけです。つまりフェイクニュース対策を十分に行っていないプラットフォーム事業者に対して、企業としてどういう責任を果たすべきかという問題もたぶん一つあるんだろうと。これは ESG 投資とか、最近は投資という観点からも、企業による企業の監視ということがあり得るようにも思えます。こういった点から企業を巻き込んでいくというような動きもあり得るのかなというふうには感じたところです。

すいません、長くなりましたけれども、以上です。

○坂元部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田先生、お願いいたします。

○吉田委員 吉田でございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

私のほうも条例における罰則の点が難しいという点につきましては理解しております。その分、行為者に対しては現行法を駆使して、ぜひ摘発の温度も上げていただければというふうに思います。

あと、規制によらない部分、特に今日、Twitter さんに発表していただきましたけれども、またそれに対するワークしてないんじゃないかというご批判もありましたが、思い切ったチャレンジをするような施策を講じるためには、そういう施策についての透明性をいかに確保して周りの方にご理解していただきながら応援していただくかというところとのセットだと、バランスだと思っておりますので、各プラットフォーム、SNS 事業者さんが不断の努力をして

いただく中で、そういう透明性の確保、説明責任という部分がぜひ社会全般に対して続けていただければと思いますし、それを社会も時に厳しく時に優しく迎えて、先ほど山本先生からご言及があったようなインセンティブの点とか、そういったところもぜひ工夫していかなければいけないんじゃないか。それに対して都がどういう役割を果たせるかというのはもう一つ検討が必要だと思えますけれども、そういった点も検討に値するのかなと思っております。こういう場だけで説明するのではなくて、社会全体にどう説明していくかというところが大事かなと思います。

もう1点、条例と直接は関係ないかもしれませんが、BONDの発表、あるいは事前に送られた資料を拝見しておりますと、インターネットというのが、スマホの時代になって出会いの場が加速しているという面もあるとは思いますが、根本的にはそういった社会のひずみと申しますか、若年女性の居場所とか相談先というようなところの確保というところも根源的には非常に大事なところだと思いますので、そういった点への都としての支援とか、そういった部分についても併せてご検討いただければと思います。以上でございます。

○坂元部会長 ありがとうございます。

古賀先生、いかがでしょうか。

○古賀委員 どうも、すいません。途中から入場することになりまして申し訳ありませんでした。

資料も見せていただきましたし、ご発言も聞かせていただきました。私の立場から今日の議論自体に特別な意見はないです。ただし、一言だけ。この問題に対する啓発や教育の活動というのは教育現場の状況と連動するんですね。ですので、教育現場のほうも課題をたくさん抱え多忙化していますから、このことに特化する活動をするのは、なかなか時間的にも厳しい。だから、現場とのバランスを取っていただく。啓発、教育の部分についてウエートをかけていくための条件整備ということをまずもって考えていただく必要があるかなというふうにお聞きして思いました。以上です。ありがとうございます。

○坂元部会長 ありがとうございます。

時間がほとんどなくなってしまいまして、これ以上やり取りをさせていただく時間はないようでございます。

たくさんのご指摘をいただいたところでございます。条例につきましては、かなり難しい

だろうといったご意見が多かったと思いますけれども、ただ木村先生から、危険性の大きいものだから、それは重んじて検討ということはしていくべきだろうというご発言もございました。

それから普及啓発、それから技術的なことについては、とにかくこれは充実させていくという方向性であって、さまざまなアイデアをいただいたというところかと思います。こうしたことを踏まえて、事務局のほうで、ご検討いただきたいところがございますけれども、今、事務局から何かご発言ございますか。

○渡辺都民安全推進課長 特にはございません。

○坂元部会長 よろしいですか。

教育啓発等につきましていろいろなご発言がありましたけれども、既に警察とか、それこそ今日、BOND プロジェクトさんからお話ございました NPO のお取組みがあるわけがございます、うまくそれをカバーしていくような取組み、また予算の問題もあるでしょうから、その範囲での現実的なものということになるかと思えますけれども、何とかいいご提案というのが出せればいいなというふうに思う次第でございます。事務局にはよろしく願いいたします。

ということで、ここまでで意見交換とさせていただき、議事次第の5を打ち切らせていただければというふうに存じます。委員の皆さま方には、ありがとうございました。

それから、事務連絡ということでしょうか。

○渡辺都民安全推進課長 それでは、最後に私のほうから、今後の会議の予定でございますけれども、次回、第3回となりますが、こちらまた日程調整をさせていただき、ご連絡を差し上げたいと思っております。

今後、専門部会における検討を進めまして、拡大専門部会において答申案のまとめについてご審議いただくとともに、その後、第4回総会で答申をいただくということで予定をしております。以上でございます。

○坂元部会長 それでは、これもちまして第2回児童健全育成部会を閉会させていただきます。ご出席いただいた委員、それから講師の先生方、オブザーバーの皆さま方、誠にありがとうございました。失礼いたします。

午後0時00分閉会